

# 向日市商工会情報

## 総代選挙が開催されます

会員組織である向日市商工会では、会員事業者の代表である総代（定数120名 任期3年）の出席により最高意思決定機関である「総代会」を開催しています。令和2年度末に到来する任期満了に伴い、総代選挙を実施いたします。任期は令和3年度から令和6年度までの3年間です。

選挙日程は下記のとおりです。

### 【日程】

- 3月8日（月）：選挙期日の公告、  
総代立候補者の受付開始  
（8日～11日までの4日間）
- 3月11日（木）：総代立候補者の締切り  
（定数以下の場合は無投票当選）
- 3月16日（火）：選挙期日
- 3月18日（木）：無投票の場合での当選者  
辞退届の締切（当選者確定）
- 3月23日（火）：選挙の場合での当選者  
辞退届の締切（当選者確定）

◆立候補の届出場所：向日市商工会事務局

◆立候補の届出時間：午前9時から午後5時

お知り合いの方を是非ご紹介ください！  
入会金0円キャンペーン実施中

昨年10月から実施している入会キャンペーンもあと1か月となりました。

期間中のご入会で、入会金0円及び3月分の会費が無料になります。また、紹介していただいた会員の方には現金3,000円を進呈いたします。

新規入会に心あたりのある方は事務局まで是非ご一報ください。

## フェイスシールド3万枚寄付

2月10日（水）当会会員事業所であるワークアップ株式会社（遠藤周一社長）が新型コロナウイルス感染予防対策として、フェイスシールド3万枚を向日市へ寄付されました。



## 小規模事業者等向け補助金情報

### ◆テレワーク導入支援緊急補助金◆

本事業は新型コロナウイルス感染症の緊急事態措置として「出勤者の7割削減」を目標に、テレワークを行う事業者を支援するため、京都府の補助を受け、京都府中小企業団体中央会が京都府テレワーク推進センターと連携し実施するものです。

#### 1. 補助対象期間

令和3年2月10日（水）～3月10日（水）

#### 2. 補助対象事業

上記期間内に京都府内の事業所において新たにテレワークを実施する事業。

（事業例）

- テレワークの導入のために行う就業規則等社内規定の整備及び情報通信機器の導入
- テレワークの利用促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加等

### 3. 補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、『子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言』を行う中小企業者等で、以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る）。

- ア. 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者および対象となるその他の法人
- イ. きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
- ウ. 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの
- エ. ア、イ及びウに掲げるもののほか、京都府と協議の上、特に中央会が認めるもの

### 4. 補助率・補助額

●中小企業者等：補助対象経費の2分の1以内  
（上限50万円）

●小規模企業者：補助対象経費の3分の2以内  
（上限50万円）

### 5. 補助対象経費

講師謝金・旅費・機器のレンタル、リース及び購入経費・教育研修費・役務費・委託費等

※就業規則の作成・見直しに係る経費等については、補助対象経費として合計20万円を上限とする。

### 6. 応募方法

申請書類を作成し、提出期限までに下記問合せ先まで郵送又は持参により提出ください。

### 7. 問合せ先

京都府テレワーク推進センター

住所：〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入ル

函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

電話：075-746-5252

メール：info@kyoto-telework.jp

申請書類は京都府中小企業団体中央会HP又は京都府HPよりダウンロードください。

●京都府中小企業団体中央会：

<https://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/cat2/post-95.html>

●京都府：

<https://www.pref.kyoto.jp/rosei/teleworkhojo.html>

## ◆「観光・伝統・食関連」

### 産業連携事業緊急支援補助金◆

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大によって、特に深刻な打撃を受ける観光産業、伝統産業、食産業がコロナ禍での難局を乗り越えるため、複数の企業が連携して行う工夫を凝らした取組の支援として、京都府の補助を受けて実施するものです。

#### 1. 対象者（申請資格）

観光産業、伝統産業、食産業に関するテーマ（※）で新たな事業を共同で行う2以上の事業者による企業等グループ又は組合

企業等：会社、個人事業主等（農林漁業者を含む）  
組 合：事業協同組合、企業組合、協業組合、  
有限責任事業組合（LLP）等

・いずれも、京都府内に事業所等を有するものに限る。

・大企業の参画も可能（ただし、代表事業者になることは不可）。

・グループの構築にあたっては、任意団体等の設立までは不要。

（※）本テーマに関する取組を行う幅広い業種の方を対象としています。

#### 2. 支援内容

##### ●補助対象事業

観光産業、伝統産業、食産業に関するテーマで新たに行う①共同事業（必須）②付随する各事業者の事業

①共同事業（必須）：グループ又は組合が連携して取り組む事業のこと

例) 飲食店同士が共同でテイクアウト弁当のチラシ作成

②付随する各事業者の事業：各事業者が共同事業に関連してそれぞれ行う単独事業のこと

例) 各事業者がテイクアウト弁当の共同チラシに掲載する新メニューの試作やテスト販売等

### ●募集期間

令和3年2月15日（月）～3月25日（木）  
郵送提出のみ受付、当日消印有効。

※受付は随時行いますが、締切後、補助要件の確認や評価により、不採択になる場合や、申請額から減額となる場合があります。

### ●事業実施期間

令和3年2月15日（月）～8月31日（火）

### ●補助率

補助対象経費の3分の2以内

### ●補助上限額

20万円×事業者数+10万円（2～4者の場合）、50万円（5～9者の場合）、100万円（10者以上の場合）

1グループ・組合：最大500万円

※グループ全体又は組合全体の補助上限額であり、その構成事業者各社の補助金額は、その範囲内で任意の額です。

※同一の事業者が複数のグループ又は組合に参画する場合であっても、1事業者あたりの補助額合計の上限額は500万円とします。

※京都府の予算の都合上、交付申請額より減額した交付決定となることがありますので、予めご了承ください。

### ●対象経費

- ①旅費、②直接人件費、③材料費・消耗品費、
- ④財産購入費等・備品購入費等、
- ⑤外注・委託費、⑥その他直接経費

### 3. 提出先

(公財)京都産業21 連携事業緊急支援補助金センター

住所：〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

京都府産業支援センター2階

電話：075-315-9328

メール：shienhojo@ki21.jp

申請についての詳細（募集案内・交付要領）と申請書類は(公財)京都産業21 HPからダウンロードください。

[https://www.ki21.jp/kobo/r2/corona\\_hojyokin/20210215/](https://www.ki21.jp/kobo/r2/corona_hojyokin/20210215/)

### ◆小規模事業者持続化補助金◆

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組（例：新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等）や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

概要は下記の通りです。

第5回受付締切：6月4日（金）まで

事業実施期間：交付決定日～

2022年3月31日（木）まで

補助率：補助対象経費の3分の2

補助限度額：50万円

なお、公募要領・申請書様式については、京都府商工会連合会HPからダウンロードください。

[https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page\\_id=1045](https://www.kyoto-fsci.or.jp/?page_id=1045)

### 経営力向上計画の策定について

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融等の支援を受けることができます。

#### 【支援措置】

▶生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援

▶計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）

- ▶認定事業者に対する補助金における優先採択
- ▶他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減
- ▶業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

詳細については商工会事務局までお問い合わせください。

## 「KES」を始めてみませんか

エネルギーの消費（地球温暖化）や環境汚染など、地球規模の環境問題には、産業界も大きく関わっています。そして、日本の産業界の中で圧倒的多数を占めている中小企業が、我が国の産業を支えているといっても過言ではありません。環境問題を解決するためには、あらゆる規模・業種の企業が、環境や人類の将来を考えた事業活動を行っていくことが大切です。

地球温暖化防止京都会議COP3が京都市で開催されたことがきっかけで、市民、事業者、京都市が協力して立ち上げたパートナーシップ組織「京のアジェンダ21フォーラム」において、企業の90%を超える中小企業が環境に配慮した事業活動に取り組みやすい仕組みとして考案したもの



が「KES」（環境マネジメントシステム・スタンダード）です。「KES」は、平成19年4月2日付で「京のアジェンダ21フォーラム」から「特定非営利活動法人KES環境機構」に引き継いで運営されています。

### ◆特色

経営に当たって、環境への負荷を管理・軽減するための仕組みです。

- ①取得にかかるコストが安く、わかりやすい。
- ②段階的に取り組める2つのステップがある。

### ◆KESを審査・登録すると…

- ①省エネ・省資源・リサイクルなどにより、コストダウンできる。
- ②環境にやさしい企業と認定され、取引等も有利になる。
- ③企業の社会的責任の証明になる。
- ④環境管理体系（PDCA）が経営管理にも応用できる。
- ⑤法規制順守に対応できる。
- ⑥従業員の環境意識が高まる。

取得するにはどうしたらいいの？などなど、KES取得について事務所でKES主幹審査員がご相談に応じます。（要予約/無料）

連絡先：075-342-1170

特定非営利活動法人 KES 環境機構

## 女性部活動便り

日 時		活動行事		場 所
3月	1日(月) 13:30	第10回 常任委員会		商工観光振興センター
4月	5日(月) 13:30	第11回 常任委員会		商工観光振興センター
	19日(月) 18:00	通常部員総会		麒麟園

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、延期または中止する場合がございます。  
 ※常任委員会につきましては、オブザーバーとしてご参加していただくことも可能です。

## 3月の予定表

日 時	行 事 名	場 所	内 容
3月5日(金) 午前10時～午後4時 (受付：午前9時45分～)	女性の 起業セミナー	長岡京市立 産業文化会館	自分らしく働きたいあなたへ 女性のための起業セミナー 講師：中小企業診断士 浦出 奈緒子 氏 ※新型コロナウイルスにより変更や中止等の場合あり
3月2日、16日(火) 午後1時～午後4時30分 (最終受付：午後4時迄)	税務相談	商工観光 振興センター	税理士が税務に関する相談に応じます。 担当：松本 克彦 税理士 相談無料・秘密厳守
3月18日(木) 午後1時～午後4時 (最終受付：午後3時30分迄)	不動産相談	商工観光 振興センター	宅地建物取引士が不動産に関する相談に応じます。 担当：(公社)京都府宅地建物取引業協会 第五支部会員 ※新型コロナウイルスにより変更や中止等の場合あり